

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人脇山淑子の上告趣意は、原判決には刑訴法四〇五条各号に定める事由があるというだけで、具体的な理由を示していないものであるから、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四五年一一月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美